



定額減税しきれないと見込まれる方へ 定額減税補足給付金(不足額給付)のお知らせ

町民税務課 収税係 ☎77・3916

令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じた場合に、その不足分を支給します。

■支給対象者及び給付額

令和7年1月1日に芝山町にお住まいの方で、次の不足額給付①または不足額給付②のいずれかに該当する方(ただし、令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える方は除きます)

【不足額給付①】

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、支給額に不足が生じた方に対して、その不足分を支給

【不足額給付②】

次のすべての要件に該当する方に対して、一人当たり原則4万円を支給

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円である
- 令和6年分所得税又は令和6年度分個人住民税が税制度上「扶養親族」の対象外である

お知らせ」などが届かない場合についてもお問い合わせください。

■提出期限

「支給のお知らせ」…原則お手続きは不要です。本通知に記載のある口座へ振り込みます。

・「確認書」…10月31日(金)必着
・「申請書」…10月17日(金)必着

■給付金詐欺にご注意ください!

この給付金の支給に関して、役場職員がA.T.M.の操作を依頼することやキャッシュカードの暗証番号を聞くことなどは絶対にありません。不審な電話や郵便物があつた場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。



腰ひざ痛改善・転倒予防教室

町民税務課 収税係 ☎77・3925

加齢や骨・関節などの病気により、腰やひざに痛みがあると「立つ」「座る」「歩く」といった体の動きに支障をきたして、つまづいたり転びやすくなります。

また、転んで骨折すると入院治療が必要になったり、歩きづらくなつて生活が不自由になることがあります。

日々の暮らしを楽しむために、転倒をできるだけ避けたいものです。ちよつとしたコツを覚えて、いつまでも元気に外出できる体づくりを目指しませんか?

対象

65歳以上(介護認定を受けていない方)で、以下に該当する方

①腰ひざ痛があり、医師から運動制限を受けていない方

②腰ひざ痛・転倒の予防に興味がある方

日時 9月12日、26日、10月10日、24日、31日(全5回…すべて金曜日)

午後1時30分～3時30分

会場 役場南庁舎1階研修室

定員 15名

参加費 無料

申込み 8月29日(金)まで



年金制度に加入している方 年金は予約相談をご利用ください

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

日本年金機構では全国の年金事務所・街角の年金相談センターで、年金相談や年金請求手続きについて「予約相談」を実施しています。待ち時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

■予約相談のメリット

- ・ご都合に合わせて、スムーズに相談できます。
- ・相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。

※混雑状況によっては、時間通りに案内できない場合があります。

■受付

予約相談希望の1か月前から前日まで受け付けています。※ご予約の際は、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳や基礎年金番号通知書など)をご用意ください。

■予約受付専用電話

☎0570-0514890
・050で始まる電話の場合
☎(東京)03-6631-7521
※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分です。
※土日祝日および年末年始は利

■電話での相談窓口

年金相談に関する一般的なお問い合わせは、左記の番号におかけください。

・ねんきんダイヤル

☎0570-0511165

■営業時間内に相談できない場合

日本年金機構のホームページから「相談チャット」をご利用ください。(24時間自動対応)

■年金事務所などの混雑時期

混雑する月

2月、3月、4月、6月、10月

混雑する曜日

月曜日、水曜日、木曜日、第二土曜日



届け出をお願いします 戸籍にフリガナが記載されます



町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

5月26日(施行日)に、戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まりました。

芝山町に本籍がある方に対して、フリガナの通知を、8月下旬順次発送予定です。(本町に本籍がない方は、本籍地の市町村から通知が送付されます)

正しいフリガナが通知された場合は、届け出は不要です。フリガナに誤りがある場合は、届出が必要です。

届出がなかった方は、令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

届出方法

①オンラインでの届出

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから届け出が可能です。

②窓口での届出

戸籍係もしくは本籍地の市町村で届け出が可能です。

届出ができる方

①氏のフリガナ…原則、戸籍の筆頭者が単独で届け出ることになります。

戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります。

氏名のフリガナの届出は、**令和7年5月26日から**できるようになります。

本籍地の市町村長から皆様に、氏名のフリガナに関する情報を通知いたします。

マイナポータルでオンライン届出も可能

コセキツネ

制度の詳細はこちら 法務省民事務局 戸籍 フリガナ 検索